

笠間市施設情報動線調査研究業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

笠間市施設情報動線調査研究業務について、専門性を生かした企画力等を必要とする業務であることから、公募型プロポーザルにより広く提案を募集し、総合的に提案内容を評価し候補者を特定することと、その手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

(1) 目的

本業務は、笠間市役所及び道の駅かさま（以下、「両施設」という。）を対象に、ポスターやデジタルサイネージなどの既存の媒体により提供されている情報群及び媒体の再整理を行い、来訪者の視点にたった効果的な情報提供を行うための各媒体等の再配置、手法を含む適正な方針を策定するとともに、それぞれの施設機能を踏まえた上で、来訪者の利便性向上及び市が求める来訪者との関係性の構築に資する空間形成を通して、公共施設における共用スペースの効果的な活用を図ることを目的とする。

(2) 業務名 6市単（企政）第5号 笠間市施設情報動線調査研究業務委託

(3) 業務場所 笠間市内

(4) 業務内容

①両施設における情報提供ガイドラインの策定

ア. 現状調査及び課題の設定

両施設全体における情報揭示物及び利用状況の現状調査を行い、解決すべき課題、発信する情報群の整理を行う。なお、両施設の来訪者への情報提供に求める最低限の機能として次のとおり設定する。

・ 笠間市役所（本所）

施設内の各部課等の業務や配置案内、市の施策及び広報業務の一環として実施する広告情報を円滑に提供する機能

・ 道の駅かさま

施設内店舗等の情報提供及び主に観光、余暇活動に関わる市内のスポット、イベント、移動手段など道の駅かさま以外の市内のスポットへの移動を促進する情報を提供する機能

イ. 基本方針

設定した課題等を踏まえ、両施設における機能に即した共用スペースの活用にあたっての基本方針を定める。なお、本基本方針は、両施設エントランス部分を活用した情報提供策についての基本方針とする。

②既存媒体の再配置等を含む情報動線の提案

上記のガイドラインに基づき、両施設のエントランス部分における既存の媒体の再配置を含む適切な情報動線の提案を行う。なお、提案内容は、施設の改修、改築は実施しないものとし、既存のデジタルサイネージ等の整理、再配置による（ただし、本業務の過程において市と協議を通して合意しているものは除く）ものとし、イメージパースを作成するなど視覚的に理解しやすいものとする。

③共用スペース活用の効果向上策の提案

両施設の来訪者との双方向での情報提供媒体や手法など、共用スペースを活用した来訪者との関係性の向上による市の取組みに対する信頼度や観光面でのリピート率の向上につながる取組みの提案を行う。なお、本提案は、上記の業務と同様に市との意見交換（月2回以上）をとおしてまとめていくこととし、上記のガイドラインの巻末に加えるものとする。

（5）成果品

- | | |
|---------------|---------------|
| ①情報揭示ガイドライン | 1式（電子ファイル及び紙） |
| ②情報動線提案書 | 1式（電子ファイル及び紙） |
| ③動線施工に係る参考見積書 | 1式（電子ファイル及び紙） |

（6）業務期間

契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

（7）見積限度額

金2,200,000円（税込み）

3. プロポーザルの種類

- | | |
|-------------|-------------|
| （1）契約方式 | 随意契約 |
| （2）契約の相手方選定 | 公募型プロポーザル方式 |

4. 実施スケジュール

項 目	期限等
(1) 公募の実施（公募開始）	令和6年6月17日（月）
(2) 参加表明書の受付	令和6年6月21日（金）午後5時まで
(3) 質疑の受付	令和6年6月21日（金）午後5時まで
(4) 質疑の回答	令和6年6月28日（金）
(5) 提案書の提出	令和6年7月 5日（金）正午まで
(6) プレゼンテーション	令和6年7月中旬予定（詳細な日時は、後日、本市から連絡）
(7) 審査結果通知	プレゼンテーションの実施日から起算して5日（笠間市の休日を定める条例（平成18年笠間市条例第2号）に定める休日を除く）以内に通知し、協議を開始。
(8) 契約締結	優先交渉権者との協議成立以降（令和6年7月中旬予定）

5. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から契約までの間に、官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないもの。
- (5) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ①暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - ②暴力団員以外の者が代表を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ③暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

- ②特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

6. 提案書等の提出

（１）参加表明

①提出書類

ア 参加表明書（様式第１号）

イ 機密保持誓約書（様式第２号）

②提出期限

令和６年６月２１日（金） 午後５時まで

③提出先

「７．担当部署」に同じ。

④提出方法

P D F形式のデータ各様式１部をメールにより提出する。ただし、提案者において何らかの事由がある場合は、データを郵送又は窓口を持参することも可能とする。この場合は、事前に「７．担当部署」にその旨を報告すること。

（２）質疑がある場合

①提出書類

質疑書（様式第８号）

②提出期限

令和６年６月２１日（金） 午後５時まで

③提出先

「７．担当部署」に同じ。

④提出方法

P D F形式のデータをメールにより提出する。ただし、提案者において何らかの事由がある場合は、データを郵送又は窓口を持参することも可能とする。この場合は、事前に「７．担当部署」にその旨を報告すること。

⑤回答等

質疑への回答は、令和６年６月２８日（金）までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

（３）提案書の提出

①提出書類

ア プロポーザル提出書（様式第４号）

イ 企業概要書・業務実績書（様式第５号）

ウ 業務協力企業確認書（様式第６号）

エ プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第7号）

オ 企画提案書（様式は任意）

任意の様式（A4版。図面等はA3版まで可とする。）により、「2.（4）業務内容」に記載する事項について企画提案書を作成する。なお、本項目以上を記載することは妨げない。

カ 納税証明書の写し

本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における証明年月日が公告日以降で直近の市区町村税の未納がないことを証する証明書の写しを提出すること。

キ 業務の工程表（様式は任意）

ク 見積書（様式は任意）

経費の区分及び内訳を明示すること。

②提出期限

令和6年7月5日（金） 正午まで

③提出先

「7. 担当部署」に同じ。

④提出方法

PDF形式のデータをメールにより提出する。ただし、提案者において何らかの事由がある場合は、データを郵送又は窓口を持参することも可能とする。この場合は、事前に「7. 担当部署」にその旨を報告すること。

7. 担当部署

（1）住 所 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

（2）担 当 笠間市 政策企画部 企画政策課 担当 片岡・枝川

（3）電 話 0296-77-1101

（4）電子メール kikaku@city.kasama.lg.jp

8. プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、1社あたり30分（質疑等含む）以内で説明を受け評価を行う。

なお、企画提案書のプレゼンテーションの順番は、本市において決定するものとし、出席者は各社5名以内とする。また、電源及びプロジェクターは本市の施設を利用し、プレゼンテーションに必要なとする機材（PC等）については、提案者において準備する。

ただし、提案の状況に応じてプレゼンテーションを実施せず書面審査に変更する場合があります、その場合は、本市から提案者に連絡を行う。

9. 審査方法について

(1) 審査委員会及び評価種別

事業者の選定にあたっては、本市が設置する審査委員会において優先交渉権者を選定する。選定にあたっては、企画提案書及びプレゼンテーション（見積書による価格評価を含む）に基づき評価を行う。

(2) 審査及び決定方法

提案の審査は、審査委員会の委員が審査項目ごとに評価・評点を行い、合計した総得点により順位を付し、最も高い順位の者を優先交渉権者として選定する。なお、総得点が同点の場合は、各委員の評点で高い順位を得た数の多い者を選定し、同数の場合は、審査委員会における合議により選定する。

また、提案者が1者の場合は、総配点の60%を超えることを最低基準点として設定する。

(3) 項目及び視点

項目	評価の視点	配点
①企画・構想力及び発展性	・本市及び両施設機能に対する理解度 ・本業務の目的と公共施設が有する課題に対する提案への反映度 ・効果向上に向けた拡大、展開の可能性の有無	60点
②実現性	・本業務遂行に係る知識や情報の洞察力の深度 ・本業務遂行に係る実施体制の充実度	30点
③価格	—	10点

10. 審査結果通知

審査結果は、各提案者に書面により通知する。なお、結果に対する審査の過程、理由については回答しない。

11. 契約内容協議及び契約

契約にあたっては、提案内容を基本としながら本市及び優先交渉権者において協議を行い、工程を含む仕様及び金額を確定するものとする。なお、協議が整わなかった場合は、審査における次点の者を新たな優先交渉権者として選定し、協議を開始する。

12. 特記事項

(1) 提出された提案書等は返却せず、提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。また、契約までの間に虚偽の記載があることが判明した場合は、直ちに失格とする。契約後においては、契約

書に記載のとおり対応する。

- (2) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、笠間市の指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提案書等の作成、提出、説明などに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第3号）により、「7. 担当部署」へ通知すること。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課す。
- (7) 提案者は、本市のプロポーザルの関係者に対して、本要領に基づく質疑等を除き、接触を禁止する。
ただし、提案書等の内容について疑義があり、市から問い合わせを行う場合は除く。